

# 地理情報システム高度利用推進事業実施要綱

令和2年4月1日付け元農振第2951号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

殿

農林水産事務次官

## 第1 趣旨

農業水利施設の維持管理を担う土地改良区職員等が減少する中、施設を適切に維持管理し、次世代に継承していくため、施設の管理体制を強化することが急務となっている。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）」では、ロボット、AIなどの先進技術の実装を進め、維持管理・更新を効率化する取組を推進することとしており、農業水利施設の管理体制の強化に当たっても、先端技術を実装することによる施設の維持管理の効率化を推進していく必要がある。

このため、本事業により、農業水利施設の日常管理にドローン等新技术を活用し、ドローン等新技术で得られた画像データ等を地理情報システム（以下「GIS」という。）に蓄積し、共有・利用することにより、施設管理の省力化・高度化を図る取組を推進する。

## 第2 事業の内容

本事業の種類及び内容は、次に掲げるものとし、その具体的な運用等については、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところによる。

### 1 国営及び国営関連事業地区における実証調査

国営土地改良事業、国営附帯都道府県営土地改良事業又は国営附帯団体営土地改良事業を実施した地区又は現在実施している地区において、農業水利施設の日常管理にドローン等新技术を活用して取得した画像データ等をGISに蓄積し、共有・利用することにより、施設管理の省力化・高度化を行う実証調査を実施する。

### 2 施設管理の省力化・高度化を図る取組の全国展開

1の事業の成果を基に手引きを作成し、ドローン等新技术を活用した農業水利施設の管理の省力化・高度化の取組の全国展開を図る。

## 第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、第2の1の事業については都道府県とし、第2の2の事業については農村振興局長が別に定める公募要領（以下「公募要領」という。）に基づく公募により選定された団体とする。

## 第4 事業の実施手続

### 1 事業の申請

(1) 都道府県知事は、第2の1の事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める

地理情報システム高度利用推進事業採択申請書及び地理情報システム高度利用推進計画（以下「事業採択申請書等」という。）を地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））に提出するものとする。

- (2) 第2の2の事業を実施しようとする者は、公募要領の定めるところにより応募し、審査の結果、事業の実施主体の候補者として認められた場合は、その決定通知を受けた後速やかに、農村振興局長が別に定める地理情報システム高度利用推進事業採択申請書（以下「事業採択申請書」という。）を農村振興局長に提出するものとする。

## 2 事業の採択

- (1) 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業採択申請書等を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に地理情報システム高度利用推進事業採択通知書を交付するものとする。
- (2) 農村振興局長は、事業採択申請書を審査の上、当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、当該申請書を提出した者に地理情報システム高度利用推進事業採択通知書を交付するものとする。

## 3 事業の変更

- (1) 都道府県知事は、事業採択申請書等について、事業の重要な部分の変更を行うときは、地理情報システム高度利用推進事業変更承認申請書及び地理情報システム高度利用推進変更計画（以下「変更承認申請書等」という。）を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出する。
- (2) 地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、(1)の変更承認申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業の変更が適当であると認めるときは、都道府県知事（北海道にあっては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に地理情報システム高度利用推進事業変更承認通知書を交付するものとする。

## 第5 事業の推進

第2の1の事業の事業実施主体である都道府県は、事業の実施による効果を最大限発揮させるため、国、事業実施地区の関係市町村、事業実施地区の農業水利施設を管理する者のほか、農業関係団体その他の関係機関と密接な連携を図り、事業の円滑な推進に努めるものとする。

## 第6 事業実績の報告

- 1 第2の1の事業の事業実施主体である都道府県知事は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実績を地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告するものとする。
- 2 第2の2の事業の事業実施主体は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業の実績を農村振興局長に報告するものとする。

## 第7 助成

国は、予算の範囲内において、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業に必要な経費を事業実施主体に助成するものとする。

## 第8 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。